

那覇市

基礎情報

【人口】 319,435 人 【世帯】 135,532 世帯（平成 27 年国勢調査より（総務省））

【母子・父子世帯数】

母子世帯数：4,616 世帯 父子世帯数：402 世帯（那覇市児童扶養手当受給世帯数（平成 29 年 1 月末現在））

概要

○那覇市では、仕事等で家庭の両立が難しい等のひとり親家庭のニーズに応えるべくひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。現在、就業相談も行っている公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会（以下、「那覇市母子寡婦福祉会」）に委託し、相談・その他の支援へ結びつけていることが特徴である。

（１）支援を通じて相談窓口への来訪を促し、相談・その他の支援へつなぐ（ひとり親家庭等日常生活支援事業）

①実施の背景

那覇市では、ひとり親家庭等日常生活支援事業を利用する方が年々増えてきている。沖縄県調査によると、母と子という形態のひとり親家庭が多く、就業しているひとり親家庭の割合が多く占めていることから、残業等で仕事と家庭の両立が難しいという背景がある。

那覇市では、ひとり親家庭の厳しい状況を理解している当事者団体の那覇市母子寡婦福祉会へ委託し、ひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

②家庭生活支援員派遣までの流れと支援内容

家庭生活支援員の派遣までの手続きは、まず、ひとり親家庭の父母などの利用希望者が、那覇市役所内の相談窓口を訪問し、事業の内容の説明を受け、利用者登録の申請をする。市は要件の審査など手続きを行い、決定した内容を申請者と那覇市母子寡婦福祉会に通知する。その後利用者が、那覇市母子寡婦福祉会に直接依頼する。那覇市母子寡婦福祉会は希望日時や希望内容を受け、家庭生活支援員と調整し派遣する。

現在、那覇市では、家庭生活支援員 42 名が登録済みである。

那覇市では、現在就業相談も行っている那覇市母子寡婦福祉会に委託し、相談・その他の支援へ結びつけていることに特徴がある。

原則として年間 80 時間の利用を限度に設定している。

那覇市 ひとり親家庭等日常生活支援事業 案内

那覇市ひとり親家庭等日常生活支援事業のご案内
母子家庭、父子家庭、寡婦に
ヘルパー派遣
（家庭生活支援員）
を派遣します

那覇市母子寡婦福祉会では、那覇市から委託を受けて、母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象にヘルパー派遣事業を行っています。登録された経験豊かなヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝い等を行っています。

こんなとき、ご利用下さい。

- 母子家庭の母、父子家庭の父、児童の一時的なケガや病気
- 一人暮らしの寡婦の一時的なケガや病気
- 同居している父母の一時的なケガや病気、支援を必要としている寡婦
- 母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など（一時的なものに限る）
- 冠婚葬祭、父母の出張、子の学校等の公的行事への参加など
- その他、一時的に援助を必要とする状況になったとき

がんばるあなたを応援します!!

お問い合わせ先
公益社団法人 那覇市母子寡婦福祉会
 〒901-0155 那覇市金城3丁目5番地の4
 那覇市総合福祉センター2階 TEL (098) 858-7217

申請 請 先

那覇市役所 子育て応援課 児童家庭グループ(3階 46番窓口)
 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
 TEL (098) 867-0111 内線 2566・2995

生活援助・子育て支援の内容

生活援助	<ul style="list-style-type: none"> 身の回り世話（簡単な身体介助） 食事の世話 住居の清掃 日用品の買い物 送迎機関等との連絡 その他一時的な生活援助
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児の保育 技能習得のための通学や就職活動の際の保育サービス 病後ケア保育、児童相談等との連絡 その他一時的な子育て支援

注意事項

◎申請にあたって

- 事業を利用希望される方は、事前に登録が必要です。那覇市子育て応援課へ「ひとり親家庭等日常生活支援申請書」を提出してください。
- 申請書類の届は下記の書類を添付してください。
 - 母子家庭、父子家庭又は寡婦家庭である事を証明する書類（児童扶養手当証書、母子及び父子家庭証、戸籍簿本等）
 - 所得と課税の状況が分かるもの（市町村税課税証明書）
 - 生活保護受給等の場合は、生活保護法による保護受給証明書
 届の必要書類について、那覇市の公開によって確認することができない場合は、届出を省略することができます。

◎ご利用にあたってのご注意

- 派遣対象は、一時的に支援を必要とする事由が生じている場合です。継続的に支援契約を結ぶものではありません。
- 下記の場合は、派遣することができません。
 - 支援員が専断的に支援をする場合（児童の障害や病気の介護など）で、家庭生活支援員では対応困難と判断されること。
 - 緊急時や、家庭生活支援員の都合がつかない場合（当日の派遣はできません）。
 - 派遣が、一時的な事由ではない場合。
 - 事前に合った依頼内容と、実際の依頼内容に相違がある場合
 - シェアハウスなど、借宅等と利用している場合は、片側の買い物共有スペースの稼働など

※原則として1世帯につき年間80時間を限度としています。
 但し、届かれた申請内容より多くの方へご利用いただくため、ご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。

利用料金

利用世帯の区分	利用者の負担額（1時間あたり）	
	子育て支援	生活援助
生活保護世帯・市町村税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当受給世帯の世帯	70円	150円
上記以外の世帯	150円	300円

利用料金について

- 自宅で子育て支援を受ける場合は、生活援助の料金が適用されます。
 - 事前した際の負担額は1時間とし、1回1人の場合の負担額にのみ算入して得た額となります。
 - 児童相談所との連携により、2人以上の世帯1人につき1時間1人の場合の負担額に0.5を算入して得た額が適用されます。
 - その他、派遣で出張費を要した場合は別途記述となります。
- ※利用内容、料金等詳細については直接母子会へお問い合わせください。

出典）那覇市資料

③成果と今後に向けて

事業の利用を希望したことがきっかけで、那覇市母子寡婦福祉会や那覇市の相談窓口を訪れるひとり親家庭の父母が増加した。

また、那覇市母子寡婦福祉会では、就業相談も窓口で行っているため、相談・その他の支援へ結びつくことも多い。

現状では、利用ニーズが高まり、事業の枠を超えた支援内容を求められることや、緊急の派遣依頼など、家庭生活支援員を派遣することが難しく、依頼を断る状況がある。また派遣先にて、依頼内容の急な変更や、玄関口でキャンセルされてしまうこともあるため、利用する際の留意事項などを含めた支援内容の周知が重要になっている。

以上